

# 林 ただまさ

## 議会だより

人と人の絆・支え合いを大切に！

ホームページ「林ただまさ通信」 \* あなたの声をお寄せ下さい

No. 49 令和2年10月1日

発行 林 ただまさ

住所 廿日市市地御前 3-13-3

電話 0829-36-1307

携帯電話 090-3376-9918

Email hayashi-tada@hi.enjoy.ne.jp

林ただまさ街づくり Blog

<http://mitsukosan.blog57.fc2.com/>

(議会、活動状況を逐次掲載)

### 《廿日市市議会》

令和2年9月定例会

(9月8日～9月25日)

議案25件、諮問1件、報告4件、  
発議3件、所管事務調査

私の一般質問(9月9日)

1. 旧市街地における4m道路  
の確保について

(背景)

旧市街地には建物が密集し、4  
m道路が確保されず、不便を強い  
られている所が結構ある。

建物を新築する際は建築基準



法第42条第2項で道路の中心線  
より2mセットバックするよう  
になっているが、4m道路が確保  
されることはなかなか困難。

(質問) 林 ただまさ

関係地区の測量が一括でき  
る工夫をする。また、この後退道  
路用地も市への寄付・市による舗  
装整備を原則とする。このように  
することで、効率的に4m道路が  
確保でき易くなり、セットバック  
することで地区に貢献すること  
ができる。これらの対応について  
市の考えを問う。

(答弁) 河崎 建設部長

古くからある生活道路につい  
ては、幅員が4mに満たない所も  
多く、市民の利便性の向上や、緊  
急車両の出入りの確保、また、建  
築基準法の観点からも最低幅員  
4mの確保が望まれる。

幅員4m未満の生活道路の拡  
幅については、原則4m確保に必  
要な後退道路用地の、寄付合意が  
得られ、整備済みの道路に接続さ  
れ、一定の効果が見込まれる箇所  
について地域住民の要望のもと、  
狭あい道路整備事業として対応。  
また、建築基準法に基づく後退

道路用地については、建築計画を  
把握した際に、建築主と後退道路  
用地の寄付等の合意が得られた  
箇所について、市において測量、  
登記及び舗装等道路工事を実施  
し、将来的な4m道路の確保に努  
めている。

2. サテライトオフィスの誘致に  
ついて

(背景)

・吉和地域でのサテライトオフ  
イス(以下サテライト)誘致の活  
動をしているが、なかなか実現で  
きていない。

・同じ中山間地で既に16事例の  
サテライト等のある四国徳島県  
の神山町は、たまたま美術関係の  
サテライトがあったのが引き金  
で、IT関係のサテライトに繋が  
っている。

(質問) 林 ただまさ

吉和地域においても、まず手始  
めに、本市内にある事業者に最近  
のコロナ禍での密対策、BCP対  
応、働き方改革の一環でサテライ  
トへの働きかけはどうか。実施事  
例ができれば、その後の誘致に弾  
みがつくが、市の考えを問う。

## (答弁) 島原 中山間地域振興 担当部長

昨年度、市の施設である「森の館」と別荘管理会社が所有するゲストハウスの2つの施設を活用した「お試しオフィス」制度を創設し、東京でのセミナーでのPRや、総務省・市のホームページなどで情報発信している。今後、本市や市外の事業者にも、吉和地域ならではの魅力やライフスタイルを提案しながらサテライトオフィスの誘致に取り組むことで、移住・関係人口の増加に繋げたい。

## 3. 9月定例会での決算特別委員会の開催について

### (背景)

#### 現状のスケジュール

- ・ 8月20・21・24日監査決算審査(決算書・主要施策説明書)
- ・ 9月定例会最終日の9月25日、議会に決算認定議案が提出される(決算書・主要施策説明書・監査意見書)
- ・ 10月1日次年度予算編成方針
- ・ 10月20・21・27日決算特別委員会での決算審議予定
- ・ 12月定例会初日決算認定予定

## 直近一般質問(平成29年9月)

「主要施策の成果に関する説明書」は、地方自治法第233条を見る限り、議会への提出書類ではあるが、監査への提出書類にはなっていない。しかし、本市では監査への提出書類扱いになっており、9月定例会で決算審議する日程上のネックになっているが、法令通りに見直すべきであるかどうか市の考えを問い正した。

答弁では、監査制度が強化され議会と同等の書類で監査委員にも見ってもらう必要があり、監査の日程確保が必要なので9月定例会での決算審議は困難であるとの説明であった。

### (質問) 林 ただまさ

改正地方自治法は内部統制の確立とそれを踏まえた監査基準に基づいた監査であって、令和2年4月1日から施行されている「廿日市市監査基準」においても、財務監査、行政監査が中心で決算審査については、「決算その他関係書類が法令に適合し、正確であるか審査する」となっており、決算書類の審査となっている。また、松本市長は施政方針でも「過去の

経験則や前例踏襲にとらわれないう行政運営を大胆に実践していく必要がある」と述べられている。そこで、改めて、地方自治法における監査の役割、議会の役割を踏まえ、次年度予算に審議内容が反映できるよう、9月定例会での決算審議をするべきであるか、松本市長の考えを問う。

### (答弁) 金谷 経営企画部長

本市においても、令和2年3月27日付けで、監査委員から監査基準が通知されており、監査基準の目的どおり、予算の執行や運営状況が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、監査委員による決算審査の際、決算書と併せて「主要施策の成果に関する説明書」を提出し、審査していただいている。また、議会へ提出する「主要施策の成果に関する説明書」を用いて決算の審査を受けることにより、別に決算審査資料を作成することが不要なため、事務軽減が図られていると認識している。

例年11月中旬から具体的な予算編成作業に着手しており、現行の日程においても、決算特別委員

会の質疑やご意見を踏まえた予算編成を行っている。よって、現行の日程で一連の決算認定を行っていききたい。

(再質問で、「主要施策の成果に関する説明書」は議会の状況を考慮したもので、監査は監査スタッフもおり、加工した説明書ではなく、生の数字で審査し対応すべきではと質疑したが、「主要施策の成果に関する説明書」が監査の質確保に必要なとの答弁である。)

## あとがき

地方自治法が改正され、新市長の施政方針が「前例にとらわれないう行政運営を大胆に実践していく」となっているので、執行部の対応変化を期して、再度9月定例会での決算審議を一般質問したが、基本的な考え方の変化はない。改めて、10月1日の予算編成方針から決算審議内容を反映し、市民サイドに立った予算編成になるよう、更に、改正自治法における監査の役割、議会の役割の在り方を追求し、9月定例会での決算審議実現を目指していく。

